

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正



The Knights

平成 26 年 6 月に成立、公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等について所要の改正が行われます。

法改正の概要は、以下の通りです。

### 1. 電子マニフェストの一部義務化

特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者には、従来の紙マニフェストに代えて電子マニフェストの使用を義務づけ、マニフェストへの虚偽記載の罰則を強化することで産廃の適正処理を確保する。

### 2. 二つ以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例

産業廃棄物の適正な収集・運搬の基準に適合し、都道府県知事の認定を受けた場合、その親子会社は産廃処理業の許可を受けずに相互に親子会社間一体で産業廃棄物の処理を行うことができるように改正する。

### 3. 有害使用済機器の保管等

家電リサイクル法対象機器や小型家電リサイクル法の対象機器である所定の「有害使用済機器」の保管や処分を行う事業者に対して、都道府県知事への届出を義務づけ、政令で定める保管や処分に関する基準の順守を義務付ける。

### 4. 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る適正処理困難通知

産業廃棄物の収集もしくは運搬または処分の事業の全部または一部を廃止した日から 10 日以内に必要書面を送付する。

平成 29 年 11 月 14 日から平成 29 年 12 月 13 日まで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する政令案等について、意見の募集が行われます。

当社では、産業廃棄物分析にも取り組んでおります。埋立処分だけでなく、リサイクルの過程などで分析が必要な場合も、お気軽にお問い合わせください。

資料 2017 年 11 月 14 日付 環境省ホームページ  
2017 年 11 月 14 日付 化学工業日報

土壌環境箇所 坂田旭子